

九州電力健康保険組合が認める「直接的必要経費」一覧表

【自営業者等の収入について】

認定対象者が自営業者等の場合、健康保険では、総収入金額から「直接的必要経費」のみを差し引いた残りの額が生計を維持するため投入し得る収入額ととらえます。

当健康保険組合では、「直接的必要経費」は、確定申告時の「収支内訳書」の各所得別に定めており、詳細は、以下の【一覧】のとおりです。

「収支内訳書（または青色申告書）」の収入金額から「直接的必要経費」に該当する経費を差し引いて、収入を計算してください。

【一覧】

「○」・・・直接的必要経費として認める経費

「△」・・・条件（備考を参照）付きで直接的経費として認める経費

「×」・・・直接的経費として認めない経費

※収支内訳書の経費欄の項目にない「経費」については、「雑費」と同様に取り扱います。

【一般所得用】

科目	認定可否	備考
給料賃金	△	給与を支払った者が、配偶者、3親等内の親族（事実上婚姻関係にある者を含む）の場合は、その金額が経費として認められません。
外注工賃	○	
減価償却費	×	
貸倒金	×	
地代家賃	△	収支内訳書の「住所」と「事業所所在地」が同一の場合は、用途（事業用・自宅用）が混在しているため、50%（小数点以下切捨て）のみ直接的必要経費として認めます。
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所所在地」が同一の場合は、用途（事業用・自宅用）が混在しているため、50%（小数点以下切捨て）のみ直接的必要経費として認めます。
旅費交通費	○	
通信費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所所在地」が同一の場合は、用途（事業用・自宅用）が混在しているため、50%（小数点以下切捨て）のみ直接的必要経費として認めます。
広告宣伝費	○	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所所在地」が同一の場合は、自宅用負担分と事業用負担分が明確にできる書類が添付された場合に限り直接的必要経費として認めます。
消耗品費	○	
福利厚生費	×	
雑費	×	